

監査品質に関する報告書

Transparency Report

2025

桜橋監査法人

監査品質に関する報告書

< 目次 >

I. 監査品質向上に向けた取組み及び事務所概要

1. 代表からのメッセージ
2. 監査品質向上に向けた取組み
3. 事務所概要

II. 経営管理の状況等

1. 品質管理基盤
2. 組織・ガバナンス基盤
3. 人的基盤
4. IT 基盤
5. 財務基盤
6. 国際対応基盤
7. その他

III. 監査法人のガバナンス・コードの適用状況

当監査法人の事業年度は 7 月 1 日から翌年 6 月 30 日です。本報告書は 2024 年 7 月 1 日から 2025 年 6 月 30 日までを報告対象期間として作成しておりますが、必要に応じて、過去の経緯や今後の取組みについても説明しております。

I. 監査品質向上に向けた取組み及び事務所概要

1. 代表からのメッセージ

当監査法人は、「高品質で信頼できる会計監査業務を通じて、社会インフラに貢献する」ことを経営の基本方針（経営理念）としております。

当監査法人は、クライアントとのコミュニケーションを重視するとともに、自由闊達に議論ができる組織風土を醸成し、人材リソースの活用を柔軟に行える体制を確保した上で、十分な教育・研修を行い、組織的な監査品質の向上を目指しております。

監査業務を通じて、クライアントの財務情報の信頼性を保証し、企業の健全な経営判断と持続的成長を支援するとともに、社会インフラとしての公正で透明性の高い経済活動の基盤を支え、情報の信頼性を高めることで資本市場の参加者を保護し、ひいては国民経済の健全な発展に寄与できるように努めてまいります。

そのために、当監査法人は、クライアントの属する業種・業界の特徴や最新の動向の把握、クライアントのビジネスや事業環境に対する理解を深め、実務経験豊富なパートナー自らがクライアントに往査することでクライアントとの対話を重視し、深度のあるコミュニケーションを行うとともに、信頼関係の構築を図ることで、クライアントの経営課題から生じる監査及び会計上の検討事項について適切な対応を行える体制としております。

法人代表 川崎 健一

～経営理念～

**高品質で信頼できる会計監査業務を通じて
社会インフラに貢献する**



I. 監査品質向上に向けた取組み及び事務所概要

2. 監査品質向上に向けた取組み

当監査法人は、以下のような取組みを通じ、組織的かつ継続的な監査品質の向上を目指します。

(1) 行動指針

当監査法人は、経営理念の達成のため、次の項目を行動指針として定めております。

- 一. 職業倫理の保持
- 二. 使命(品質を優先重視し社会インフラに貢献する)の自覚
- 三. 知識、能力の研鑽、時勢の進展への対応の努力
- 四. 法人内外のコミュニケーションの実践
- 五. 情報の機密性の確保

(2) 働き方の多様性及び人材リソースの確保

当監査法人は、クライアントとのコミュニケーション(対話)を重視する一方で、人材リソースの確保のため、時短(フレックス)勤務や在宅勤務(リモートワーク)の体制を整えることで人材リソースの柔軟な活用が行える体制を整備しております。

(3) 人材教育・研修

当監査法人は、監査基準等の新設・改廃情報を、適時に収集し、必要に応じて研修を実施して周知するとともに、監査業務実施マニュアル・監査調書様式の改訂を実施し、メールやグループウェアで周知することで、基準の改正に対応しております。加えて、3か月に一度の頻度で、公表された関連法規、監査基準及び会計基準等の改正やクライアントと同業種の不正事案などの品質向上に資する情報をまとめた品質レターを作成し、専門職員に向けて発信しております。

また、研修の体制として、日本公認会計士協会が定める継続的専門能力開発制度(CPD)で求められている必須研修分野を含めた年2回以上の専門職員を対象とした全体研修を実施するとともに、日本公認会計士協会が提供するE-learning研修のうち、当監査法人の業務に必要と考える教材を選定・受講管理することで人材の育成及び必要な品質水準を確保しております。

(4) オープンな組織文化・風土の醸成

当監査法人は、強い信頼関係に基づくパートナーシップ型の運営を採用しており、パートナー全員が自由闊達に議論できる組織となっております。

この風土を専門要員にも浸透させ、会計監査に関する課題や知見、経験を共有しながら、活発な議論を行うオープンな組織文化を育てております。

こうした文化のもと、事務所全体で知見と経験を蓄積し、高品質な監査の提供を目指しております。

I. 監査品質向上に向けた取組み及び事務所概要

3. 事務所概要

(1) 監査法人の名称及び代表

名称：桜橋監査法人（無限責任監査法人）

所在地：大阪市北区梅田 2 丁目 1 番 3 号桜橋御幸ビル

代表：川崎 健一

沿革：当監査法人は、2007 年 11 月 6 日に大阪市北区の桜橋にて、大手監査法人出身のメンバーにより設立され、2011 年より上場会社の監査を行っている関西を主軸とする監査法人です。

(2) 業務概要

当監査法人は、①財務書類の監査又は証明の業務（監査証明業務）、②財務書類の調製、財務に関する調査若しくは立案又は財務に関する相談の業務（非監査証明業務）を行っております。

① 監査証明業務

区 分	対象会社等数	内 大会社等の数
金商法・会社法監査	10 社	10 社
その他の法定監査	1 社	－ 社
その他の任意監査	8 社	－ 社
計	19 社	10 社

② 非監査証明業務

区 分	対象会社等数
大会社	4 社
その他の会社等	10 社
計	14 社

(3) 人員構成

区 分	人数	内 常 勤
公認会計士である社員	8 人	8 人
公認会計士	13 人	6 人
その他の監査実施者	3 人	2 人
事務職員等	1 人	1 人
計	25 人	17 人

Ⅱ. 経営管理の状況等

1. 品質管理基盤

(1) 当監査法人の品質管理体制

当監査法人は、品質管理に関する適切な方針及び手続きに係る規程を定めており、品質管理のシステムの整備及び運用に関する責任については、法人代表が、最終的な責任を負っております。また、品質管理のシステムの整備及び運用に関する責任は品質管理責任者が担うこととしております。不正リスクに留意して品質管理に関する方針及び手続きを定め、適切な整備及び運用に努めております。不正リスクにおける品質管理に関する責任者を品質管理責任者としております。

(2) 職業倫理の遵守及び独立性の保持のための方針及び手続

① 職業倫理

当監査法人は、監査実施者（パートナー及び専門職員）の独立性と職業倫理を保持するために、監査実施者の適格性要件をまとめ、研修等を実施することにより、「倫理規則等」の遵守について周知徹底を図っております。

② 独立性

独立性について、当監査法人のパートナー及び職員は、わが国の関係法令及び日本公認会計士協会が定める監査人の独立性に関する諸規則を遵守しております。また、これらの法令及び諸規則の独立性に関する方針を遵守すべく、当監査法人の規程を定めております。また、当該規程に基づき、法人全体としては、定期的にすべてのパートナー及び職員から「独立性のチェックリスト」の入手により独立性の確認を実施しております。

独立性チェック実施状況	2023 年 7 月実施	2024 年 7 月実施
回収率	100 %	100 %
認識された違反	0 件	0 件

③ ローテーションの方針及び手続

監査業務に関与するパートナーのローテーションについては、「倫理規則」のローテーションに関する規則に基づき、パートナーローテーション計画表を策定し、これに基づく運用と監視を行っております。

Ⅱ. 経営管理の状況等 - 品質管理基盤

(3) 監査、監査に準ずる業務及びこれらに関する業務（以下、「監査業務等」という。）の契約の受嘱及び継続の方針に関する事項

① 監査業務等の契約の受嘱

監査業務等の契約の受嘱に先立ち、企業と当監査法人（パートナー及び職員を含む）の利害関係の有無を調査するとともに、企業及び経営陣の姿勢やバックグラウンドの理解、業務の内容、契約条件、業務リスク及び法人内のリソース等を検討し、監査業務等の契約の受嘱にあたっては、社員会の受嘱決議を必要としております。また、不正リスク対応基準が適用される監査業務に係る監査契約の新規の受嘱の判断に際しては、不正リスクを考慮して監査契約の新規受嘱に伴うリスクを評価し、法人内で適切な承認を得るための手続きを定めております。

非監査業務の受嘱にあたっては、職業倫理、独立性に関する要求事項に照らして、監査の品質が損なわれない範囲で実施できるかどうか、専門要員が会計監査に関連する幅広い知見や経験を獲得する機会が与えられるかどうかを重視して検討を行っております。

② 監査業務等の契約継続の方針

監査業務等の契約継続は社員会による承認を必要としております。監査業務等の継続の承認手続は、実質的な業務の開始前に完了することとし、その後の経過をモニタリングしております。その結果、対応しがたいリスクが識別された場合には、監査業務等は継続しないこととしております。また、不正リスク対応基準が適用される監査業務に係る監査契約の継続の判断に際しては、不正リスクを考慮して監査契約の継続に伴うリスクを評価し、法人内で適切な承認を得るための手続きを定めております。

(4) 会計監査人の職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制に関するその他の事項

① 業務の実施

(i) 監査業務の実施及び適切な監査報告書の発行を合理的に確保するための方針及び手続

監査に関する法令及び諸規則としては、会社法関連の法令、金融商品取引法関連の法令、監査基準、中間監査基準、期中レビュー基準、内部統制監査基準、日本公認会計士協会の監査基準報告書や監査に関する実務指針等が含まれます。当監査法人は、「品質管理規程」及び「同細則」に基づく監査様式を用い、法令・諸規則に準拠した監査を実施しています。これにより、監査業務の統一性と品質の維持を確保しております。

(ii) 専門的な見解の問合せの方針及び手続

当監査法人は、判断に困難が伴う重要な事項や見解が定まっておらず判断が難しい重要な事項については、業務執行社員及び審査担当者が検討した上で、必要に応じ法人内外の適切な者に専門的な見解の問い合わせを行うことにしております。また、監査チームは、不正による重要な虚偽表示を示唆する状況が識別された場合、または不正による重要な虚偽表示の疑義があると判断された場合には、必要に応じ法人内外の適切な者に専門的な見解の問い合わせを行うことにしております。

Ⅱ. 経営管理の状況等 - 品質管理基盤

(iii) 審査の方針及び手続

当監査法人は、社会的影響が小さく、かつ、監査報告の利用者が限定されている一部の監査業務を除き、すべての監査業務について、監査計画及び監査意見形成のための審査を行い、審査に関する方針及び手続を「審査規程」として定めております。なお、審査の担当者は、審査規程により業務執行社員ではないパートナーから選定しております。審査の担当者の選任に当たっては、必要な経験・能力等といった適格性の要件を勘案しております。審査規程に基づき必要と認められる場合には、監査意見の形成に関して事前審査、上級審査を実施しております。また、不正による重要な虚偽表示の疑義があると判断された場合には、修正後の監査計画及び監査手続が妥当であるかどうか、入手した監査証拠が十分かつ適切であるかどうかについて、審査担当者による検討または社員会による審議をすることとしております。

(iv) 監査上の判断の相違を解決するための方針及び手続

当監査法人は、業務執行社員と審査担当者との間等で監査上の判断の相違が生じた場合は、品質管理責任者に問い合わせの上、専門家等の見解の入手等を行い監査上の判断の相違を解決することとしております。

(v) 監査ファイルの最終的な整理及び監査調書の管理・保存の方針及び手続

監査調書の最終的な整理を完了する期限は、監査報告書日又はレビュー報告書日後概ね60日以内と定めております。また、監査調書の保存期間は、10年間と定めております。これらを含めた監査調書の管理の方針及び手続については品質管理規程細則を定め運用しております。

② 専門職員の採用、育成、評価及び監査チーム編成の方針及び手続

専門職員の採用については、法人全体の業務量に対応して、随時常勤職員及び非常勤職員の採用活動を行っております。専門職員の育成については、CPDとして求められている必須研修分野を含めた年2回以上の全体研修のほか、各専門職員に対して、日本公認会計士協会が提供するE-learning研修のうち、当監査法人の業務に必要と考える教材を必須受講指定し、その受講状況も管理しております。専門職員の評価については、年1回の法人評価テーブルに基づく評価を実施すると同時に面談を実施し評価内容を職員へ伝えタイムリーにフィードバックが出来るようにしております。また、専門職員の育成において、監査業務を行う上で必要な不正事例に関する知識を習得し、能力を開発できるよう、不正事例関連の研修を行うようにしております。

CPD履修単位	2023年4月～ 2024年3月	2024年4月～ 2025年3月
パートナー	45.2 単位	58.1 単位
公認会計士	41.1 単位	43.5 単位

Ⅱ. 経営管理の状況等 - 品質管理基盤

(5) 品質管理システムの監視

① 監査事務所の品質管理に関する方針及び手続の監視のプロセス

当監査法人は、品質管理システムに関する日常的監視及び監査業務の定期的な検証に関する方針及び手続きを定めております。品質管理システムの監視の目的は、職業専門家としての基準及び法令等遵守、品質管理システムの整備と運用の状況、発行する監査報告書の適切性の評価を行うことにあります。

品質管理システムの監視は、品質管理責任者により日々又は定期的に行われ、その活動状況は定期的に社員会へ報告されております。また、不正リスクへの対応を含めた定期的な検証において、監査契約の新規締結及び更新、業務の実施及び監査事務所間の引継等が関連規程に準拠して実施されていることを確かめております。

② 識別した不備の評価、伝達及び是正の方針及び手続

品質管理システムの監視によって不備が発見された場合、社員会においてその影響に応じて決定した是正措置を適切な関係者に伝達し、対処する体制としております。

③ 不服と疑義の申し立ての方針及び手続

当監査法人内における不服と疑義の申し立てについて、適切に対処することを合理的に確保するために通報制度を整備・運用しており、これらの申し立てを受けることを可能とするための通報窓口を当監査法人内に設けております。また、不正リスクに関連して当監査法人内外から当監査法人に寄せられた情報については、情報受信者より、業務執行社員へ適時に伝達され、監査チームが監査の実施において当該情報をどのように検討したかについて社員会に報告されていることを確かめております。

④ 外部機関による監視

監査法人に対する、公認会計士法等に基づく我が国における外部機関の監視の制度には、日本公認会計士協会による品質管理レビューと、公認会計士・監査審査会による検査があります。詳細は、以下の「(6) 品質管理システムの監視活動の具体的な内容」をご参照ください。

Ⅱ. 経営管理の状況等 - 品質管理基盤

(6) 品質管理システムの監視活動の具体的な内容

① 品質管理の活動

品質管理活動は、月に一度、社員会にて実施しており、監査の品質管理規程、品質管理規程細則等に基づき、監査マニュアル、ツール、標準監査調書の改訂、パートナーローテーション計画、定期的検証、日常的監視の実施計画、品質管理関連の研修計画等の決議や、各クライアントの審査状況、調書の管理状況等を定期的検証や日常的監視を通じてモニタリングし、その結果を報告しております。また、品質管理責任者は、品質管理に関する各種トピックに係る情報収集と共有や倫理、独立性に関する事実の周知、啓蒙活動を日々実施しております。

② 日常的監視及び定期的検証

品質管理責任者により当監査法人の日常的監視、監査業務の定期的検証の年間計画を定め、それに基づいて検証担当者が実施しております。その結果は社員会に報告され、更に今後の監査業務等の品質管理に役立てるために、研修等を通じて専門職員にフィードバックしております。

③ 日本公認会計士協会による品質管理レビュー及び公認会計士・監査審査会による検査

監査法人は、日本公認会計士協会の品質管理レビュー及び公認会計士・監査審査会の検査を受けることとなっております。

(i) 日本公認会計士協会による品質管理レビュー

当監査法人は、2024年度に通常レビューを受け、2025年4月21日付で重要な不備事項のない実施結果の品質管理レビュー報告書の交付を受けております。

改善勧告事項については、監査チームが改善策を策定し、審査担当者がフォローアップを行います。また、不備の根本原因を分析し、社内研修での事例共有や監査調書様式の改善を通じて再発防止を図っております。

(ii) 公認会計士・監査審査会による検査

当監査法人は、公認会計士・監査審査会による検査の結果を受けての、金融庁による行政処分は受けたことはありません。

(7) 品質管理システムに関する評価

当監査法人は、2025年6月30日を基準日として、品質管理システムの年次評価を実施した結果、品質管理システムは当該システムの目的が達成されているという合理的な保証を当監査法人に提供していると評価しております。

Ⅱ. 経営管理の状況等

2. 組織・ガバナンス基盤

(1) 組織・ガバナンスに関する基本方針

当監査法人は、「高品質で信頼できる会計監査業務を通じて、社会インフラに貢献する」ことを経営の基本方針としております。当該基本方針を実現するため、当監査法人では、パートナー全員で構成される社員会を最高意思決定機関として位置づけたうえで、原則として毎月1回以上社員会を開催し、法人の経営・運営方針を決定しております。

当監査法人は、各パートナーが自らの証明業務に責任が限定される有限責任制度を採用しておらず、パートナー全員が無限責任社員として、相互監視と相互牽制を行うとともに、強い信頼関係を通じた緊密なパートナーシップ型の法人運営形態を採用していることから、意思決定の方法は、パートナー全員が自由闊達に議論を行ったうえで合議制としております。

また、社員会において各パートナーの担当業務を定めております。担当業務として、品質管理担当、人事担当、IT担当等があり、当該担当業務の執行状況について、社員会において報告・検討しております。

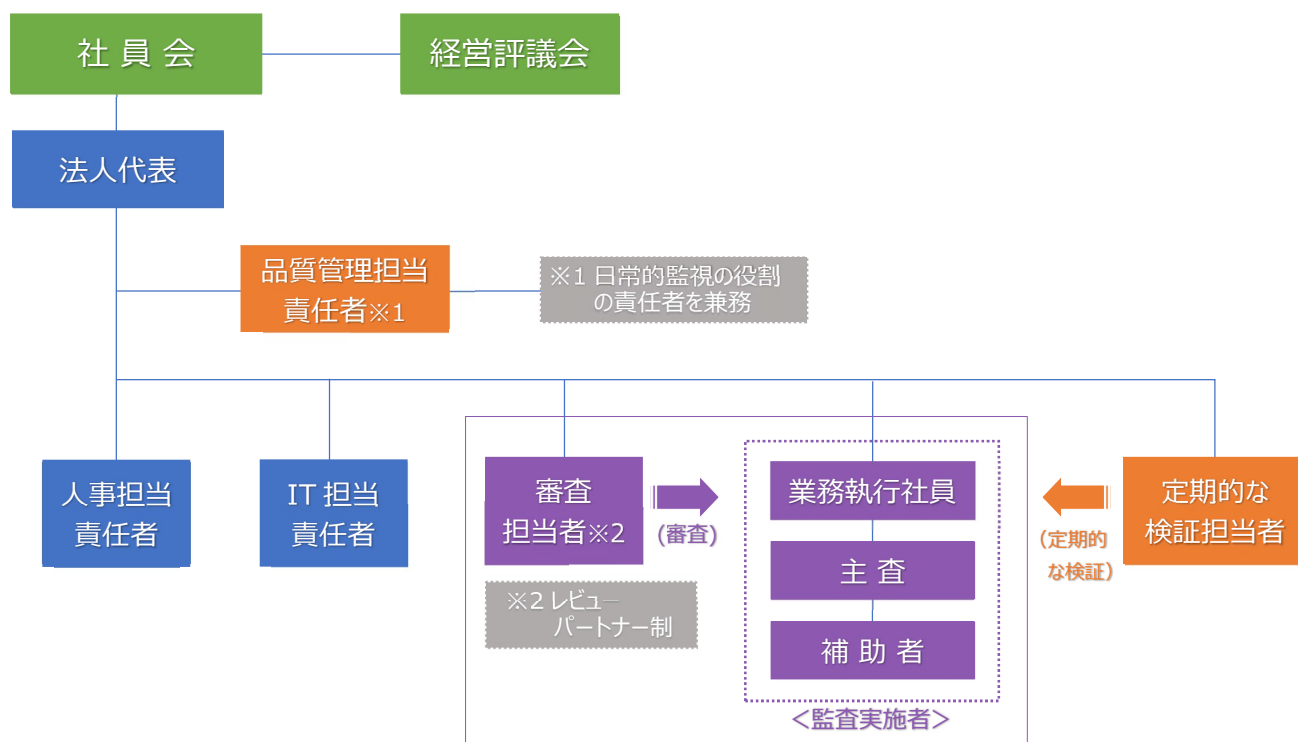
加えて、独立した立場から当監査法人の運営を監視・評価するため、社員会のメンバーに独立性を有する第三者を加えた経営評議会を設置し、監督・評価機関としての役割を整備しております。

法人全体への基本方針の伝達は、すべての専門職員が参加する定期的な研修会において、法人代表から当監査法人の経営理念、監査品質維持向上に務める姿勢、それを実践するために各専門職員が保持すべき行動指針について伝達しております。また、各パートナーは業務執行社員として、高い頻度で現場に往査するため、自ら法人の経営・運営方針に加え、その経験や知識を法人全体に共有しております。

Ⅱ. 経営管理の状況等 - 組織・ガバナンス基盤

(2) 組織図

当監査法人では、社員会を最高意思決定機関として設置しております。また、社員会を監視・評価するために経営評議会を設置しており、経営評議会の構成員には、独立した外部の有識者を選任しております。



(3) 各機関・担当

① 社員会

社員会は、パートナー全員で構成し、当監査法人の最高意思決定機関として位置づけております。原則として毎月開催し、当監査法人の経営・運営方針を決定しております。また、臨時の議題がある場合には、必要に応じて随時開催できる体制となっております。

また、社員会において各パートナーの担当業務を定めております。担当業務として、以下に記載している品質管理担当、人事担当、IT 担当等があり、当該担当業務の執行状況について、社員会において報告・検討しております。

	2024 年 6 月期	2025 年 6 月期
社員会の開催回数	13 回	14 回

Ⅱ. 経営管理の状況等 - 組織・ガバナンス基盤

② 経営評議会

経営評議会は、独立した立場から当監査法人の運営を監視・評価するため、社員会のメンバーに独立性を有する第三者を加えて構成され、監督・評価機関としての役割と位置付けております。具体的には、経営機能の実効性、組織的な運営の実効性、法人の人材育成、人事管理・評価・報酬決定、内部及び外部からの通報に関する方針や手続の整備、被監査会社等との意見交換等に関して、助言・提言、評価を受けております。独立性を有する第三者に対しては、適時かつ適切に必要な情報を提供するために、社員会の議題及び関連情報を事前に送付することで、監視・評価の実効性を高めております。

③ 品質管理担当

品質管理担当は、当監査法人の品質管理システムに関する最高責任者の役割を担っております。具体的には、品質管理システムの整備及び運用に関する責任、独立性に関する要求事項の遵守、並びにモニタリング及び改善プロセスを含む、品質管理システムの全ての側面に対して責任を担っております。品質管理担当は、社員会により、適格性、能力を考慮して選任しております。

④ 人事担当

人事担当は、人材確保、人材育成(教育・訓練)、人事管理、研修及び評価等人材基盤に係る方針を定めるとともに、それらの業務を遂行する役割を担っております。

⑤ IT 担当

IT 担当は、情報セキュリティ、情報資産の活用、DX 化への対応等の IT・デジタル基盤に係る方針を定めるとともに、それらを推進する役割を担っております。

⑥ 審査担当

当監査法人は、レビューパートナー制による監査業務の審査を採用しており、審査対象となる監査証明に係る業務執行社員以外の特定の社員により審査を行っております。審査担当は、社員会により、適格性、能力、客観性を考慮して選任しております。

⑦ 定期的な検証担当

当監査法人は、個別の監査業務の定期的な検証を、循環的に実施しております。定期的な検証担当は、社員会により、適格性、能力、客観性を考慮して選任しております。

Ⅱ. 経営管理の状況等

3. 人的基盤

(1) 基本的な方針

当監査法人の人的基盤の考え方は、職員の成長と幸福を促進し、クライアントに高品質の監査業務を提供することに焦点を当てており、具体的には以下のような価値観と方針を保有しております。

まず、人材の育成と成長を重視しております。当監査法人は、職員一人ひとりのスキルやキャリアの発展をサポートし、個々の能力を最大限に活かすための環境を整備しております。教育や研修プログラムを通じて、職務遂行能力の向上を図り、専門性を高めることに努めております。

次に、働きやすい職場環境の提供にも重点的に取り組んでおります。時短勤務や在宅勤務の導入、さまざまな勤務形態の選択肢を通じて、職員が仕事とプライベートのバランスを取りやすい環境を提供しております。これにより、多様なライフスタイルに対応し、職員一人ひとりが自分らしく働けるようサポートしております。

また、公正で透明性の高い評価制度を通じて、適正な報酬・昇進機会を提供し、職員のモチベーション向上に努めております。

最後に、当監査法人は監査業務の品質を最重要視しております。教育・研修制度を通じて継続的に職業専門家としての能力向上を図り、法令や規制を遵守し、高い職業倫理感を維持することで、クライアントとの信頼関係を築くことを目標にしております。

(2) 採用方針

法人全体の業務量に対応して、随時常勤職員及び非常勤職員の採用活動を行っております。採用プロセスでは、書類選考及び面談により、候補者の専門的スキルや実務経験を評価するとともに当監査法人が求める高い職業倫理観を持ち合わせているかを確認します。採用後も定期的に教育・研修を通じて職業的専門家としての能力向上をサポートし、専門職員一人ひとりが成長できる環境を整えております。

(3) 人事評価制度

パートナー及び職員の能力・適性を正に評価し、報酬及び昇進を決定するための方針を定めております。社員会は、この方針に基づき、年1回、人事評価を実施しております。評価にあたっては、監査業務の品質を最重要視し、また専門知識・能力、責任感や積極性等の業務姿勢、業務遂行能力、職業倫理・独立性の理解度などを評価しております。当該評価結果はタイムリーに被評価者にフィードバックされます。

(4) チーム選任方針

監査チームの選任にあたっては、監査責任者及び専門職員が、監査業務を実施するための十分な時間を確保できるか、被監査会社が属する業界に関する理解、実務経験、ITの知識、職業専門家としての適切な判断能力を有しているか等の要素を総合的に検討しております。

Ⅱ. 経営管理の状況等 - 人的基盤

(5) IT 専門家の確保状況

当監査法人では大手監査法人 IT 監査部門の出身者を含む IT 専門家が、IT 環境の理解、IT 全般統制・自動化された情報処理統制の検証をサポートしております。2025 年 6 月 30 日時点の IT 専門家数は 3 名 です。

(6) 構成員の状況

当監査法人のパートナー及び職員の推移は下記のとおりです。大手監査法人出身の監査経験豊富な職員が多く在籍しており、各監査チームに十分な監査経験を有するメンバーがバランスよく配置されるようにしております。

(職位別の人員構成)

区分	資格	2024 年 6 月末	2025 年 6 月末	人員割合
パートナー	公認会計士	7 人	8 人	32.0 %
職員（常勤）	公認会計士	8 人	6 人	24.0 %
	その他の監査実施者	3 人	2 人	8.0 %
	事務職員等	2 人	1 人	4.0 %
職員（非常勤）	公認会計士	5 人	7 人	28.0 %
	その他の監査実施者	1 人	1 人	4.0 %
合計		26 人	25 人	100.0 %

(職位別の平均監査経験年数)

区分	資格	平均監査経験年数
パートナー	公認会計士	23.3 年
職員（常勤）	公認会計士	13.4 年
職員（非常勤）	公認会計士	17.4 年

Ⅱ. 経営管理の状況等 - 人的基盤

(7) 多様な働き方

当監査法人では、非常勤勤務、時短勤務、在宅勤務を組み合わせることで、それぞれの職員にとって最適な働き方を実現できるよう柔軟に対応しております。実際、多くの女性職員がこのような多様な働き方を選択し、活躍しております。

また、職員の多様なキャリア形成を支援するため、当法人では常勤職員の兼業・副業を認めております。兼業・副業の実施にあたっては、利益相反・独立性の確保及び業務への支障がないことを要件とし、社員会での事前承認を義務付けております。

新規受嘱の判断、チーム編成、業務の割り振りは、法人全体の業務量と人員のバランスを考慮し、より働きやすい職場環境を構築することを目指しております。

以上の結果、当監査法人の事務職員を除く常勤者の離職率は低い数値を維持しております。

(常勤者の女性比率)

2025 年 6 月 30 日現在

区分	資格	女性比率
パートナー	公認会計士	12.5 %
職員（常勤）	公認会計士	50.0 %
	その他の監査実施者	100.0 %
合計		37.5 %

(常勤者の離職率)

年度	離職率
2022 年 7 月 1 日～2023 年 6 月 30 日	— %
2023 年 7 月 1 日～2024 年 6 月 30 日	— %
2024 年 7 月 1 日～2025 年 6 月 30 日	5.9 %
過去 3 年平均	2.0 %

Ⅱ. 経営管理の状況等 - 人的基盤

(8) 研修制度

当監査法人では、専門職員が職業的専門家として必要とされる適性や能力、知識を維持及び向上させるために、社内研修制度を設けております。具体的には、半期に1回程度開催する集合研修や、日本公認会計士協会が提供するE-learning研修から、半年毎に、監査・会計・税務に関する基準の改訂状況や、当監査法人のクライアントの業種等を鑑み決定した研修の受講を義務付ける指定研修を実施しております。また、当該指定研修及び日本公認会計士協会の継続的専門能力開発（CPD）制度における必須単位の取得状況のモニタリングを行い、非常勤も含む専門職員全員の受講を確保しております。

2024年度（2024年4月1日～2025年3月31日）のCPD平均履修単位数は下表のとおりで、指定研修受講率は100%です。

CPD履修単位	2023年4月～ 2024年3月	2024年4月～ 2025年3月
パートナー	45.2 単位	58.1 単位
公認会計士	41.1 単位	43.5 単位

(9) 監査リソースの十分性について

当監査法人の2025年6月期の金融商品取引法監査における、1監査対象当たりの職位別監査時間数（割合）は下表のとおりです。

	1 監査対象当たりの職位別監査時間			
	監査責任者	補助者等		計
		公認会計士	その他	
当監査法人	617.1 時間 36 %	880.6 時間 52 %	209.9 時間 12 %	1,707.7 時間 100 %
(参考) 監査法人平均	387.7 時間 9 %	1,913.6 時間 45 %	1,961.7 時間 46 %	4,263.0 時間 100 %

※日本公認会計士協会が公表している監査実施状況報告書（2023年度）を基に算出しております。

当監査法人では、1監査対象当たりの監査時間数に占める監査責任者の関与割合を高める（監査法人平均9%に対し当監査法人は36%）ことで監査リソースの十分性を確保し、監査上のリスクの把握及び判断の適切性、迅速性を高め、リスクアプローチに基づく高品質な監査を実施できる体制としております。

Ⅱ. 経営管理の状況等

4. IT 基盤

(1) IT への取り組み

当監査法人では、IT 担当責任者のもと、監査調書の品質の向上、効率化、情報セキュリティの強化のため、IT の利用を積極的に進めております。

① グループウェアの活用

リモート環境下においても、被監査会社や法人内の情報共有並びにコミュニケーションを円滑にし、業務の効率化を図るため、グループウェアを活用し、セキュリティ対策を施したクラウドストレージ上でのデータ共有、業務の効率化に資するコミュニケーションツール等を導入しております。

② 監査調書の電子化

当監査法人は、監査品質の向上を図るために、監査調書の管理及び保存を電子的な方法で運用する仕組みを導入しております。

この監査調書の電子化により、監査調書の最終的な整理日以降は、所定の手続きを実施しない限り、担当者や監査チームによる監査調書の修正等は出来ず、適切な監査調書の管理体制が確保されております。

③ セキュリティソフトの導入

業務で使用する PC 内のデータをすべて暗号化したうえで自動的にクラウド上に保存し、ローカルにデータが存在しない仕組みを導入することで、情報の紛失や漏洩を未然に防止する体制を整備しております。

(2) 情報セキュリティ

当監査法人は、社会的信頼性の高い業務を提供するに当たり、取り扱う情報の漏洩や消失といった事態を未然に防ぐべく、必要となるセキュリティ対策を実施することが重要と考えております。そのため、情報セキュリティ対策に関して「セキュリティ・ポリシー」、「情報セキュリティ対策基準」を定め、すべての構成員に対し、これらのルールが順守されていることについて、毎年確認書の提出を義務付けるとともに、定期的モニタリングを通じて運用が徹底されていることを確認しております。

監査業務で取り扱う情報には、一般に公開されている情報から、クライアントの極秘情報まで、重要度の異なる多種多様な情報が存在することから、重要度に応じた管理レベル及びセキュリティ対策を定めております。また、セキュリティインシデントが発生した場合における、その事象の内容や被害の程度に応じた対策を定めております。

Ⅱ. 経営管理の状況等

5. 財務基盤

当監査法人は、公正かつ高品質な監査業務を実施するためには、被監査会社から独立性の確保及び安定した財務基盤の維持が重要であると考えております。

(1) 報酬依存度

報酬依存度とは、当監査法人の総収入のうち、特定の被監査会社からの報酬が占める割合をいいます。

特定の被監査会社に対する報酬依存度が高い割合を占める場合、当該被監査会社からの報酬を失うこと等への懸念は、独立性の阻害要因となる可能性があります。また、日本公認会計士協会の倫理規則では、特定の被監査会社が上場企業等の場合には、当該被監査会社に対する報酬依存度が2年連続で15%を超える場合又は超える可能性が高い場合には、独立性を確保するための個別の対応策が求められており、当監査法人では、監査意見表明前に当監査法人の構成員でない外部のレビューを受けることを定めております。

最も報酬の高い被監査会社に対する報酬依存度は下記のとおりです。2025年6月期において、報酬依存度が15%を超える被監査会社が1社ありましたが、2025年6月期で当該被監査会社との監査契約が終了したため、2026年6月期においては、最も報酬の高い被監査会社に対する報酬依存度は、9.5%程度となる見込みです。

	2024年6月期	2025年6月期
最も報酬の高い被監査会社に対する報酬依存度	12.9 %	24.6 %

(2) 財務基盤

継続して高品質な監査業務を実施していくためには、適正人員の確保や品質向上に必要な投資を継続できる安定した財務基盤の維持が重要であると考えております。当監査法人は、下記のとおり有利子負債に頼らず、また、高い自己資本比率を維持しております。

	2024年6月期	2025年6月期
自己資本比率	73.5 %	77.7 %
有利子負債比率	— %	— %

Ⅱ. 経営管理の状況等

6. 国際対応基盤

当監査法人は、海外に事業展開する被監査会社の海外子会社監査については、外国語対応可能な監査従事者を中心に対応を行っております。

また、被監査会社の海外展開の程度に応じて、海外の監査事務所等を監査人として利用しております。海外の監査事務所等を監査人として利用する場合には、当監査法人はグループ監査責任者として、独立性、適正及び能力等を評価したうえで、自ら現地への訪問や監査指示書等による十分なコミュニケーションを行い、指揮、監督及び作業の査閲を行っております。

なお、当監査法人は、現時点では、海外ネットワークには加入しておりません。

	2024 年 6 月期	2025 年 6 月期
海外の監査事務所等を監査人として利用する 上場被監査会社数	2 社	2 社

Ⅱ. 経営管理の状況等

7. その他

(1) 通報制度の利用

当監査法人のコンプライアンス経営の強化に資することを目的として、職員及びクライアント等からの法令違反行為等に関する通報の仕組みを「社内外通報規程」によって定めております。通報案内は、当監査法人のホームページ上に表示しております。

通報された事項について社員会に報告するとともに、通報された事項に関する事実関係の調査を行うこととしております。また、調査の結果、法令違反行為等が明らかになった場合には、当該規程に従い是正措置が実施されることになっております。

また、当該規程において通報者が不利益を被ることがないように、通報者等の保護についても規定しております。

(2) 業界団体への積極的な参加

当監査法人では、以下の業界団体の活動に参加及び積極的に人材を派遣することにより、資本市場関係者が中小監査法人に求めるニーズの把握に努めるとともに、業界の持続可能性の確保及び発展に寄与することとしております。

- ・ 日本公認会計士協会の中小監査事務所連絡協議会の諸活動
- ・ 日本公認会計士協会の実務補習所制度

(3) クライアント及び資本市場関係者との意見交換

当監査法人は、クライアントの経営者・監査役等と定期的なディスカッションを行う場を設け監査に関わる様々な意見交換を行っております。こうした意見交換から得られた重要な情報は、研修等の機会を通じて全専門職員に共有され、監査業務の一層の改善に役立てております。また当報告書その他の情報発信を通じて資本市場関係者との意見交換を活発に実施し、監査品質のさらなる向上に資する活動を推進してまいります。

Ⅲ. 監査法人のガバナンス・コードの適用状況

当監査法人における、「監査法人の組織的な運営に関する原則」（監査法人のガバナンス・コード）の適用状況は下記のとおりであります。

原則 1 【監査法人が果たすべき役割】

監査法人は、会計監査を通じて企業の財務情報の信頼性を確保し、資本市場の参加者等の保護を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与する公益的な役割を有している。これを果たすため、監査法人は、法人の構成員による自由闊達な議論と相互啓発を促し、その能力を十分に発揮させ、会計監査の品質を組織として持続的に向上させるべきである。

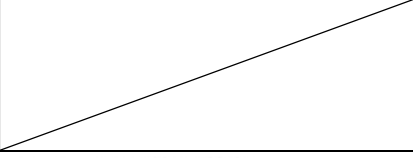
指針		適用状況
1-1	監査法人は、その公益的な役割を認識し、会計監査の品質の持続的な向上に向け、法人の社員が業務管理体制の整備にその責務を果たすとともに、トップ自ら及び法人の構成員がそれぞれの役割を主体的に果たすよう、トップの姿勢を明らかにすべきである。	Ⅰ-1. 代表からのメッセージ Ⅰ-2. 監査品質向上に向けた取り組み Ⅱ-2. 組織・ガバナンス基盤 (1) 組織・ガバナンス基盤に関する基本方針
1-2	監査法人は、法人の構成員が共通に保持すべき価値観を示すとともに、それを実践するための考え方や行動の指針を明らかにすべきである。	Ⅰ-1. 代表からのメッセージ Ⅰ-2. 監査品質向上に向けた取り組み (1) 行動指針
1-3	監査法人は、法人の構成員の士気を高め、職業的懐疑心や職業的専門家としての能力を十分に保持・発揮させるよう、適切な動機付けを行うべきである。	Ⅰ-1. 代表からのメッセージ Ⅰ-2. 監査品質向上に向けた取り組み (2) 働き方の多様性及び人材リソースの確保 (3) 人材教育・研修
1-4	監査法人は、法人の構成員が、会計監査を巡る課題や知見、経験を共有し、積極的に議論を行う、開放的な組織文化・風土を醸成すべきである。	Ⅰ-1. 代表からのメッセージ Ⅰ-2. 監査品質向上に向けた取り組み (4) オープンな組織文化・風土の醸成

Ⅲ. 監査法人のガバナンス・コードの適用状況 – 原則 1 原則 2

指針		適用状況
1-5	監査法人は、法人の業務における非監査業務（グループ内を含む。）の位置づけについての考え方に加えて、利益相反や独立性の懸念に対し、規模・特性等を踏まえて具体的にどのような姿勢で対応を講じているかを明らかにすべきである。また、監査法人の構成員に兼業・副業を認めている場合には、人材の育成・確保に関する考え方も含めて、利益相反や独立性の懸念に対して、どのような対応を講じているかを明らかにすべきである。	Ⅱ-1. 品質管理基盤 (3) 監査業務等の契約の受嘱及び継続の方針に関する事項 ①監査業務等の契約の受嘱 Ⅱ-3. 人的基盤 (7) 多様な働き方
1-6	監査法人がグローバルネットワークに加盟している場合や、他の法人等との包括的な業務提携等を通じてグループ経営を行っている場合、監査法人は、グローバルネットワークやグループとの関係性や位置づけについて、どのような在り方を念頭に監査法人の運営を行っているかを明らかにすべきである。	該当事項はございません

原則 2 【組織体制】

監査法人は、会計監査の品質の持続的な向上に向けた法人全体の組織的な運営を実現するため、実効的に経営（マネジメント）機能を発揮すべきである。

指針		適用状況
2-1	監査法人は、実効的な経営（マネジメント）機関を設け、組織的な運営が行われるようにすべきである。また、規模・特性等を踏まえて経営機関を設けなかった場合は、実効的な経営機能を確保すべきである。	Ⅱ-2. 組織・ガバナンス基盤 (3) 各機関・担当 ②経営評議会
2-2	監査法人は、会計監査に対する社会の期待に応え、組織的な運営を確保するため、以下の事項を含め、重要な業務運営における経営機関の役割を明らかにすべきである。	
	・監査品質に対する資本市場からの信頼に大きな影響を及ぼし得るような重要な事項について、監査法人としての適正な判断が確保されるための組織体制の整備及び当該体制を活用した主体的な関与	

Ⅲ. 監査法人のガバナンス・コードの適用状況 – 原則 2

指針		適用状況
2-2	・監査上のリスクを把握し、これに適切に対応するための、経済環境等のマクロ的な観点を含む分析や、被監査会社との間での率直かつ深度ある意見交換を行う環境の整備	I-1. 代表からのメッセージ II-3. 人的基盤 (9) 監査リソースの十分性について
	・法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮させるための人材育成の環境や人事管理・評価等に係る体制の整備	II-3. 人的基盤 (2) 採用方針 (3) 人事評価制度 (7) 多様な働き方 (8) 研修制度
	・監査に関する業務の効率化及び企業においてもデジタル化を含めたテクノロジーが進化することを踏まえた深度ある監査を実現するための IT 基盤の実装化（積極的なテクノロジーの有効活用を含む。）に係る検討・整備	II-4. IT 基盤 (1) IT への取り組み (2) 情報セキュリティ
2-3	監査法人は、経営機能を果たす人員が監査実務に精通しているかを勘案するだけでなく、法人の組織的な運営のための機能が十分に確保されるよう、経営機能を果たす人員を選任すべきである。	II-2. 組織・ガバナンス基盤 (3) 各機関・担当 ②経営評議会

原則 3 【組織体制】

監査法人は、監査法人の経営から独立した立場で経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて、経営の実効性の発揮を支援する機能を確保すべきである。

指針		適用状況
3-1	監査法人は、経営機関等による経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて実効性の発揮を支援する機能を確保するため、監督・評価機関を設け、その役割を明らかにすべきである。また、規模・特性等を踏まえて監督・評価機関を設けなかった場合は、経営機能の実効性を監督・評価する機能や、それを通じて実効性の発揮を支援する機能を確保すべきである。	II-2. 組織・ガバナンス基盤 (3) 各機関・担当 ②経営評議会

Ⅲ. 監査法人のガバナンス・コードの適用状況 – 原則 3

指針		適用状況
3-2	監査法人は、組織的な運営を確保し、公益的な役割を果たす観点から、自らが認識する課題等に対応するため、独立性を有する第三者の知見を活用すべきである。併せて、当該第三者に期待する役割や独立性に関する考え方を明らかにすべきである。	Ⅱ-2. 組織・ガバナンス基盤 (3) 各機関・担当 ②経営評議会
3-3	監査法人は、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者について、例えば以下の業務を行うことが期待されることに留意しつつ、その役割を明らかにすべきである。	
	・経営機能の実効性向上に資する助言・提言	Ⅱ-2. 組織・ガバナンス基盤 (3) 各機関・担当 ②経営評議会
	・組織的な運営の実効性に関する評価への関与	
	・経営機能を果たす人員又は独立性を有する第三者の選退任、評価及び報酬の決定過程への関与	
	・法人の人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針の策定への関与	
	・内部及び外部からの通報に関する方針や手続の整備状況や、伝えられた情報の検証及び活用状況の評価への関与	Ⅱ-7. その他 (1) 通報制度の利用
3-4	・被監査会社、株主その他の資本市場の参加者等との意見交換への関与	Ⅱ-2. 組織・ガバナンス基盤 (3) 各機関・担当 ②経営評議会
	監査法人は、監督・評価機関等が、その機能を実効的に果たすことができるよう、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者に対し、適時かつ適切に必要な情報が提供され、業務遂行に当たっての補佐が行われる環境を整備すべきである。	Ⅱ-2. 組織・ガバナンス基盤 (3) 各機関・担当 ②経営評議会

Ⅲ. 監査法人のガバナンス・コードの適用状況

原則 4 【業務運営】

監査法人は、規模・特性等を踏まえ、組織的な運営を実効的に行うための業務体制を整備すべきである。
また、人材の育成・確保を強化し、法人内及び被監査会社等との間において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。

指針		適用状況
4-1	監査法人は、経営機関等が監査の現場からの必要な情報等を適時に共有するとともに経営機関等の考え方を監査の現場まで浸透させる体制を整備し、業務運営に活用すべきである。また、法人内において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。	Ⅰ-1. 代表からのメッセージ Ⅰ-2. 監査品質向上に向けた取り組み (4) 開放的な組織文化・風土の醸成
4-2	監査法人は、法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮させるために、法人における人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針を策定し、運用すべきである。その際には、法人の構成員が職業的懐疑心を適正に発揮したかが十分に評価されるべきである。	Ⅱ-3. 人的基盤 (3) 人事評価制度 (8) 研修制度
4-3	監査法人は、併せて以下の点に留意すべきである。	
	・法人のそれぞれの部署において、職業的懐疑心を適切に発揮できるよう、幅広い知見や経験につき、バランスのとれた法人の構成員の配置が行われること	Ⅱ-3. 人的基盤 (2) 採用方針 (3) 人事評価制度 (4) チーム選任方針 (8) 研修制度
	・法人の構成員に対し、例えば、非監査業務の経験や事業会社等への出向などを含め、会計監査に関連する幅広い知見や経験を獲得する機会が与えられること	Ⅱ-3. 人的基盤 (3) 人事評価制度 (8) 研修制度
	・法人の構成員の会計監査に関連する幅広い知見や経験を、適正に評価し、計画的に活用すること	Ⅱ-1. 品質管理基盤 (3) 監査業務等の契約の受嘱及び継続の方針に関する事項
	・法人の構成員が業務と並行して十分に能力開発に取り組むことができる環境を整備すること	① 監査業務等の契約の受嘱

Ⅲ. 監査法人のガバナンス・コードの適用状況 – 原則4 原則5

指針		適用状況
4-4	監査法人は、被監査会社の CEO・CFO 等の経営陣幹部及び監査役等との間で監査上のリスク等について率直かつ深度ある意見交換を尽くすとともに、監査の現場における被監査会社との間で十分な意見交換や議論に留意すべきである。	I-1. 代表からのメッセージ II-7. その他 (3) クライアント及び資本市場関係者との意見交換
4-5	監査法人は、内部及び外部からの通報に関する方針や手続を整備するとともにこれを公表し、伝えられた情報を適切に活用すべきである。その際、通報者が、不利益を被る危険を懸念することがないよう留意すべきである。	II-7. その他 (1) 通報制度の利用

原則5 【透明性の確保】

監査法人は、本原則の適用状況などについて、資本市場の参加者等が適切に評価できるよう、十分な透明性を確保すべきである。また、組織的な運営の改善に向け、法人の取組みに対する内外の評価を活用すべきである。

指針		適用状況
5-1	監査法人は、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等が評価できるよう、本原則の適用の状況や、会計監査の品質の向上に向けた取組みについて、一般に閲覧可能な文書等で、わかりやすく説明すべきである。	II-7. その他 (3) クライアント及び資本市場関係者との意見交換
5-2	監査法人は、品質管理、ガバナンス、IT・デジタル、人材、財務、国際対応の観点から、規模・特性等を踏まえ、以下の項目について説明すべきである。	
	・会計監査の品質の持続的な向上に向けた、自ら及び法人の構成員がそれぞれの役割を主体的に果たすためのトップの姿勢	I-1. 代表からのメッセージ
	・法人の構成員が共通に保持すべき価値観及びそれを実践するための考え方や行動の指針	I-1. 代表からのメッセージ I-2. 監査品質向上に向けた取組み (1) 行動指針

Ⅲ. 監査法人のガバナンス・コードの適用状況 – 原則 5

	指針	適用状況
5-2	・監査法人の中長期的に目指す姿や、その方向性を示す監査品質の指標 (AQI : Audit Quality Indicator)又は会計監査の品質の向上に向けた取組みに関する資本市場の参加者等による評価に資する情報	Ⅱ-1. 品質管理基盤 (1) 当監査法人の品質管理体制 (2) 職業倫理の遵守及び独立性の保持のための方針及び手続 (3) 監査業務等の契約の受嘱及び継続の方針に関する事項 (4) 会計監査人の職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制に関するその他の事項 (5) 品質管理システムの監視 (6) 品質管理システムの監視活動の具体的な内容
	・監査法人における品質管理システムの状況	
	・経営機関等の構成や役割	Ⅱ-2. 組織・ガバナンス基盤 (1) 組織・ガバナンスに関する基本方針 (2) 組織図 (3) 各機関・担当
	・監督・評価機関等の構成や役割。独立性を有する第三者の選任理由、役割、貢献及び独立性に関する考え方	Ⅱ-2. 組織・ガバナンス基盤 (3) 各機関・担当 ②経営評議会
	・法人の業務における非監査業務（グループ内を含む。）の位置づけについての考え方、利益相反や独立性の懸念への対応	Ⅱ-1. 品質管理基盤 (3) 監査業務等の契約の受嘱及び継続の方針に関する事項 ①監査業務等の契約の受嘱
	・監査に関する業務の効率化及び企業におけるテクノロジーの進化を踏まえた深度ある監査を実現するための IT 基盤の実装化に向けた対応状況（積極的なテクノロジーの有効活用、不正発見、サイバーセキュリティ対策を含む。）	Ⅱ-4. IT 基盤

Ⅲ. 監査法人のガバナンス・コードの適用状況 – 原則 5

指針		適用状況
5-2	・規模・特性等を踏まえた多様かつ必要な法人の構成員の確保状況や、研修・教育も含めた人材育成方針	Ⅱ-3. 人的基盤 (2) 採用方針 (3) 人事評価制度 (7) 多様な働き方 (8) 研修制度
	・特定の被監査会社からの報酬に左右されない財務基盤が確保されている状況	Ⅱ-5. 財務基盤
	・海外子会社等を有する被監査会社の監査への対応状況	Ⅱ-6. 国際対応基盤
	・監督・評価機関等を含め、監査法人が行った、監査品質の向上に向けた取組みの実効性の評価	Ⅱ-1. 品質管理基盤 (5) 品質管理システムの監視 (6) 品質管理システムの監視活動の具体的な内容
5-3	グローバルネットワークに加盟している監査法人や、他の法人等との包括的な業務提携等を通じてグループ経営を行っている監査法人は、以下の項目について説明すべきである。	該当事項はございません
	・グローバルネットワークやグループの概略及びその組織構造並びにグローバルネットワークやグループの意思決定への監査法人の参画状況	
	・グローバルネットワークへの加盟やグループ経営を行う意義や目的（会計監査の品質の確保やその持続的向上に及ぼす利点やリスクの概略を含む。）	
	・会計監査の品質の確保やその持続的向上に関し、グローバルネットワークやグループとの関係から生じるリスクを軽減するための対応措置とその評価	
	・会計監査の品質の確保やその持続的向上に重要な影響を及ぼすグローバルネットワークやグループとの契約等の概要	

Ⅲ. 監査法人のガバナンス・コードの適用状況 – 原則 5

指針		適用状況
5-4	監査法人は、会計監査の品質の向上に向けた取組みなどについて、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等との積極的な意見交換に努めるべきである。その際、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者の知見を活用すべきである。	I-1. 代表からのメッセージ II-2. 組織・ガバナンス基盤 (3) 各機関・担当 ②経営評議会 II-7. その他 (3) クライアント及び資本市場関係者との意見交換
5-5	監査法人は、本原則の適用の状況や監査品質の向上に向けた取組みの実効性を定期的に評価すべきである。	監査品質に関する報告書 全般
5-6	監査法人は、資本市場の参加者等との意見交換から得た有益な情報や、本原則の適用の状況などの評価の結果を、組織的な運営の改善に向け活用すべきである。	II-7. その他 (3) クライアント及び資本市場関係者との意見交換

桜橋監査法人

<https://sakurabashi-grp.com>